

# 安全保障ジレンマの悪化は本当か

## ——平和安全法制と日米中関係——

宮岡研究会

はじめに

### I 先行研究と分析枠組み

- 1 日米中間における安全保障ジレンマに関する先行研究
- 2 安全保障ジレンマの再検討
- 3 分析枠組みの構築

### II 日米中間の安全保障ジレンマ

- 1 攻撃・防御バランス
- 2 攻撃・防御の識別可能性
- 3 中国による現状変更の意図
- 4 日米の動機についての中国の認識
- 5 総合的分析

### III 平和安全法制整備の影響

- 1 日本の平和と安全
- 2 国際社会の平和と安全
- 3 総合的分析

### IV 政策提言

はじめに

2015年9月19日未明、参議院本会議は平和安全法制関連2法案を採決し、自民、公明両党などの賛成多数にて可決した<sup>1)</sup>。これにより、武力攻撃事態対処法や周辺事態安全確保法をはじめとする有事関連法等の整備、ならびに国際平和支援法の新規制定を趣旨とする平和安全法制関連2法（以下平和安全法制）が成立し、

同月30日に公布された<sup>2)</sup>。同法の施行に伴い、集団的自衛権の限定的な行使や自衛隊の恒久的な海外派遣などが可能となる<sup>3)</sup>。

平和安全法制はその法案審議の段階より、平和主義の維持もしくは憲法との不整合を根拠とする反対意見<sup>4)</sup>と、日本周辺における安全保障環境の変化、なかでも中国の広範かつ急速な軍事力の増強を根拠に置き、現実主義を標榜する賛成意見<sup>5)</sup>との論争に見舞われた。このような相異なる争点に立脚した議論が目立つなか、賛成意見と争点を共有し、安全保障の文脈より展開された反対意見ないし慎重意見に「平和安全法制の制定が周辺国との間に安全保障ジレンマを引き起こす」というものがある<sup>6)</sup>。たとえば、朝日新聞は「政府は、集団的自衛権の行使容認が抑止力を高め、安全保障に寄与すると主張するが、日本が抑止力を高めれば、相手側がさらに軍備を強化し、結果的に安全保障環境が悪化しかねない(安全保障のジレンマ)」<sup>7)</sup>という意見を紹介している。毎日新聞も「集団的自衛権や日米同盟強化が『抑止力になる』との意見もあるが、むしろ相手の軍拡に正当性を与えることになる。そうなれば互いに軍拡が止まらず、かえって戦争になりやすくなる安全保障のジレンマがあります」<sup>8)</sup>と、類似した主張を報じている。

このように、日本の政策変更がその反動として軍拡競争を惹起しようという主張が提起されているが、はたしてこれら主張は本当だろうか。安全保障ジレンマ(以下SD)の起源は、ツキュディデス(Thucydides)が紀元前400年代に著したペロポネソス戦争史に見出すことができるが<sup>9)</sup>、その概念は現代の国際政治学の一派である構造的リアリズムのなかで定式化されている。定式化に携わったジャーヴィス(Robert Jervis)が説明するように、SDは「国家がその安全向上を試みるための諸手段は他国の安全を低下させる」<sup>10)</sup>という法則を指している。しかし、他国の安全を低下させる国家の行動もしくは態勢に関しては論理的な条件づけがなされており、それら条件に留意せずに平和安全法制の危険性をSDになぞらえて強調する主張は、政治的性格を帯びたレトリックと化すおそれがある。

また将来的なSDの緩急を展望するにあたり、現在の日本と周辺国とのSDの程度を推論する必要がある。周辺国のなかでも中国が平和安全法制成立を受けて「日本は専守防衛政策と戦後の平和発展路線を放棄したのではないかとの疑念を巻き起こしている」<sup>11)</sup>などと批判的姿勢を強めている。しかし他方で、中国の国防費は2014年の時点で日本のそれを約4倍以上、上回っている<sup>12)</sup>。このような事実にかんがみて、同国の安全が日本の平和安全法制制定に伴って低下することの当否を検討する必要がある。さらに、平和安全法制が2015年4月に改定された

「日米防衛協力のための指針」（以下2015年ガイドライン）を実効化し、日米同盟の強化を司るという側面を有することから、日本の平和安全法制制定に伴うSD悪化の程度は日米中3ヶ国にまたがる問題として検討されなければならない。

したがって本稿の目的は、「政策変更前の時点での日米中間のSDはどの程度のものか」、また「2015年ガイドラインおよび平和安全法制の制定はSDの程度を悪化させるのか」という2つの問いに答えることである。SDの定式化を試みた諸研究を援用し、日米中におけるSDの現状とその展望を理論的に考察することで、安易なSD悪化論を精査し、有用な政策決定に資する冷静な現状分析を提示することが本稿の意図するところである。SD悪化の程度を推論するにあたり、本稿はSDの条件を司る要因を取り上げた、上述のジャーヴィスやグレイザー（Charles Glaser）ら構造的リアリストの論文を用いる。また、SD悪化の端緒とされている日本の政策変更を精査するため、防衛白書や内閣官房の刊行した平和安全法制の概説資料といった日本政府の安全保障政策に関する文書等を活用する。

本稿の構成は以下の通りである。まずI章では日米中間のSDを取り扱った先行研究の批評を行い、分析枠組みの整理を行う。次いでII章では分析枠組みを用いて現在の日米中におけるSDの程度、III章で平和安全法制と2015年ガイドラインがSDの程度に与える影響をそれぞれ分析する。最後に各章の分析を通じて得られた結論、およびそこから導き出される政策提言を記述する。

## I 先行研究と分析枠組み

本章では現在の日米中間におけるSDの程度と、平和安全法制整備がこれに与える影響を分析する際の前提を提示する。1節は日米中間のSDに関する先行研究を紹介し、2節において構造的リアリズムの文脈よりSDの条件を検討した諸研究を紹介する。そのうえで3節においては本稿の分析枠組みを構築し、その研究対象を明らかにする。

### 1 日米中間における安全保障ジレンマに関する先行研究

日米中間のSDを題材とした初期の先行研究として、クリステンセン（Thomas Christensen）と高木の研究が挙げられる。これらの研究は1990年代後半時に行われているが、これは1997年の「日米防衛協力のための指針」改定とそれに伴う1999年の周辺事態法制定とも時期が重なる。このことから、いずれの研究も対象

とする時代こそ異なるが、日本の政策変更が日米中間のSDに与える影響を取り上げているという点で本稿の研究対象と類似する研究であるといえる。

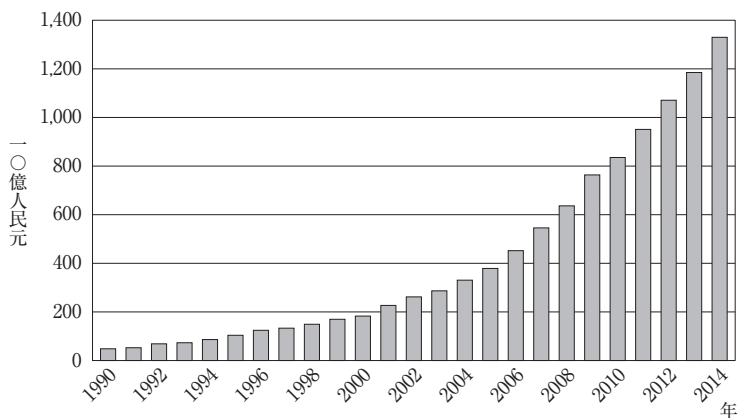
クリステンセンは、中国が日米同盟の強化を同盟における日本の役割拡大と台湾問題の関与という2点より警戒し、SDが悪化すると論じている。まず、中国の歴史認識より構築された否定的な対日観が、日本のより自律的な安全保障政策に対して警戒を喚起する要因として挙げられている<sup>13)</sup>。またクリステンセンは、台湾が日米共同開発の戦域ミサイル防衛（以下TMD）システムの庇護下に置かれることは中国に対する直接の挑発行為に当たると指摘している<sup>14)</sup>。中国は、その軍備が台湾独立に対する抑止力として成立しなくなることを懸念事節としているだけに、防御を目的としたTMDも中国に対する攻撃的な姿勢と認識するからである<sup>15)</sup>。

高木は冷戦後における日米同盟の存続自体を中国による警戒の要因として挙げている。すなわち、冷戦終焉後の安全保障は多国間主義によって司られるべきであり、潜在敵国であったソ連が消滅してなお日米同盟を維持する理由は、中国を新たな潜在敵国と定めているからだという警戒である<sup>16)</sup>。そのうえで、具体的な警戒の対象として1996年の日米安全保障共同宣言において明言された弾道ミサイル防衛（BMD）の共同研究継続と、翌1997年に改定された「日米防衛協力のための指針」（以下1997年ガイドライン）における周辺事態の概念導入を取り上げた<sup>17)</sup>。

このように、当時の中国は日米同盟における日本の役割拡大を警戒していたと推測されるが、当時の情勢が現在のそれと比較して著しく変化していることに留意しなければならない。1990年代後半当時、中国の国防費は米国の約10分の1、日本の約2分の1であった<sup>18)</sup>。また、当時の中国は台湾併合を展望しつつも、軍備によってその独立を抑止することで当面の現状維持を図る機会主義的な立場を採っていたことがうかがえる。しかし、図表1が示すように中国の国防費は2000年代後半より急増していることから、近年の中国の姿勢を再検討し、時代背景を反映するかたちでこれら研究を補完する必要がある。

近年ではリフ（Adam Liff）とアイケンベリー（G. John Ikenberry）による共同研究が日米中を含めたアジア太平洋地域におけるSDの兆候を指摘している。同研究は図表1が示すような、中国の国防費が2000年代後半より急増したという時代背景を反映しており、同国の軍備拡張の誘因についての分析を展開している。このなかで、軍拡競争の要因はアナーキーという国際政治構造から生じるSDと、領土紛争などの個別具体的な国益の対立に分類され、軍拡競争とSDはイコール

図表 1 1990年から2014年にかけての中国における国防費の推移



出所：Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Military Expenditure Database*, 2015, ([http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex\\_database](http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex_database)), accessed August 8, 2015を基に筆者作成。

で結ばれるものではないとの主張がなされている<sup>19)</sup>。事例研究においては、米中間に関して前者の要因が強調されている一方で、日中間においては尖閣諸島問題が個別具体的な国益の対立として挙げられている。

リフとアイケンベリーの研究は軍拡競争にSD以外の要因を見出したという点で示唆的である。しかし、同研究はアジア太平洋地域における各国の対中関係を網羅的にとりあげているため、その理論的背景をジャーヴィスとグレイザーの研究に依拠しながらも、それら研究を援用した詳細な分析がなされていない。また各事例研究が二国間関係を対象としているため、日米中にまたがるSDの程度は取り扱われていない。したがって本稿は、日米中3カ国に限定したSDの程度をジャーヴィスとグレイザーの研究に基づいて詳細に分析し、同研究の補完を試みる。

## 2 安全保障ジレンマの再検討

SDにおける安全を求めるあくなき努力の成因は、これを人間の本性にもとめる「邪悪学派」(evil school)と、アナーキカルな国際構造に見出す「悲劇学派」(tragedy school)の両派によって説明がなされている<sup>20)</sup>。本稿が着目する2点の先行研究は、いずれも構造的リアリズムの潮流をなす後者の説明に基づいており、

国際社会を統治する公権力の不在を背景としたアナーキー構造のなかで、国家がたえず他国より大きな国力と安全を得ようとする自助の産物としてSDをとらえている。そして、ジャーヴィスとグレイザーは、SDの程度を説明するために計4点の条件変数を提唱している。

まず、ジャーヴィスの提示する変数は攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性の2点であり、SDの基礎要因を支配している。前者の攻撃・防御バランスは、相手国の領域を奪取する容易さと自国の領域を維持する容易さの比較である<sup>21)</sup>。このバランスを推測する主要因として兵器や軍隊などの技術的条件、領土などの地理的条件を挙げている<sup>22)</sup>。

技術的条件については、グレイザーとカウフマン(Chaim Kaufmann)が6つの指標を提示している<sup>23)</sup>。両者によれば、機動性、火力、防護、兵站、通信、探知の6つの条件が攻撃・防御バランスの推測に有用である。たとえば攻撃有利の国家においては、他国に攻撃する際に移動を伴うため、高い機動性を有する軍隊や兵器が重要となる<sup>24)</sup>。また地理的条件については、ジャーヴィスが相手国との距離を主たる指標として挙げている<sup>25)</sup>。相手国を攻撃する際に同国との距離が遠くなるほど戦力投射能力は脆弱となり、攻撃のコストが防御のコストを上回ることから防御有利な状況をもたらすのである<sup>26)</sup>。ジャーヴィスは特に海洋、大河、山脈が緩衝地帯の機能を担い、攻撃側が数で勝る場合においても防御を可能にするものだと述べている<sup>27)</sup>。

攻撃・防御の識別可能性は、相手国が保有する兵器や採用している政策が攻撃目的のものか、防御目的のものであるかという識別の可否である。ジャーヴィスは先述の攻撃・防御有利と兵器の識別の可否の組み合わせで、世界を4つに区分している(図表2)。攻撃有利かつ兵器の識別が不可とされる第1の世界においてはSDの危険性が最も高く、防御有利かつ兵器の識別が可能な第4の世界においては危険性が最も低い<sup>28)</sup>。

残りの2つの変数は、ジャーヴィスによる指標の不足を補完する形でグレイザーが新たに提示したものであり、SDの程度を規定する補完要因である。1つは相手国の現状変更の意図<sup>29)</sup>、もう1つが自国の動機に関する相手国の認識<sup>30)</sup>である。相手国の現状変更の意図は従来の構造的リアリズムで説明できなかった国家の性質であり、安全保障目的以外の国家目標のために行動する国家を指す<sup>31)</sup>。グレイザーは国家が安全保障目的以外の動機にかかるコストが高いほど現状変更の意図が強いと説明している<sup>32)</sup>。国家が現状変更を意図する場合、その国家によ

図表2 ジャーヴィスによる「4つの世界」の区分とSDの程度

	攻撃有利	防御有利
攻撃・防御の 識別が不可能	1 二重に危険	2 安全保障ジレンマあり 安全保障上の諸条件と両立可能
攻撃・防御の 識別が可能	3 安全保障ジレンマなし 警戒が必要	4 二重に安定

出所：Robert Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” *World Politics*, Vol. 30, No. 2, January 1978, p. 211を基に筆者作成。

る軍事行動は必ずしもSDが原因で発生したものと判断することができなくなる。自国の動機に関する相手国の認識は相手国の動機に関する知識を知り得た場合、その動機が攻撃的であればSDが発生するとされ<sup>33)</sup>、逆にその内実が防御目的のものであれば両者間の緊張が緩和されるとしている<sup>34)</sup>。

### 3 分析枠組みの構築

前節までの問題意識を踏まえ、本節では分析枠組みの構築を行う。

本稿は、現在の日米中におけるSDの程度、および平和安全法制整備がSDを悪化させるかという点を明らかにすることを目的としている。

分析にあたり本稿では、日本の政策変更がSDの条件変数に影響を与えると仮定する。以下、独立変数、条件変数、従属変数について具体的な説明を行う。

本稿の分析枠組みにおける独立変数は、日本の政策変更である。政策とは、本稿においては日本の平和安全法制を指しており、またこれを含めた日米の政策は防衛的であることを前提としている。

続いて、従属変数について説明を行う。前節で説明したように、本稿ではSDがアナーキーな国際秩序という構造的要因によってもたらされるとする悲劇学派の見解を採用している<sup>35)</sup>。このため、SDが存在することは国際秩序において所与の条件であり、したがって本稿はSDの有無ではなくその程度を明らかにすることを目的としている。しかし一方で、SDそのものは観測が非常に困難である。このため、本稿では4つの条件変数を用いてSDの程度を明らかにする。本稿における条件変数は、2節で詳述した①攻撃・防御バランス<sup>36)</sup>、②攻撃・防御の識

別可能性<sup>37)</sup>、③相手国の現状変更の意図<sup>38)</sup>、④自国の動機に関する相手国の認識<sup>39)</sup>の4つである。

Ⅱ章、Ⅲ章で使用する指標について説明する。①攻撃・防御バランスについて、Ⅱ章1節で使用する指標は、技術的条件を機動性・火力<sup>40)</sup>の2つに限定し、地理的条件を海洋とする。②攻撃・防御の識別可能性については、日本が攻撃的か、あるいは防衛的であるかは、主に日本の保有する兵器の使用目的と政策の意図から推測する<sup>41)</sup>。③相手国の現状変更の意図については、現状変更の意図にかけるコストの高さと、リフとアイケンベリーの研究にて提示された個別具体的な国益の対立を指標とし<sup>42)</sup>、中国の現状変更の意図を推測する。本稿では安全保障目的以外の国家目標を領域拡張と仮定し、中国が領域拡張にかけるコストとこれにあたって重視する国益を考察する。最後に、④自国の動機に関する相手国の認識の指標は、中国の確信度である。中国が日本の動機をより強く確信する上で重要となる条件は、日本が自国の動機についてどれだけ言及しているか、また中国にとって信頼できる情報があるかということである<sup>43)</sup>。

なお、Ⅱ章においては以上の4つの条件変数を使用するが、Ⅲ章においては①攻撃・防御バランス、②攻撃・防御の識別可能性のみを使用し、③相手国の現状変更の意図、④自国の動機に関する相手国の認識は使用しない。これは、③は中国自身の意思についての問題であるため本件では関係がなく、④に関して日本は専守防衛の立場を変えていないため、中国が日本の専守防衛を確信していることによる。

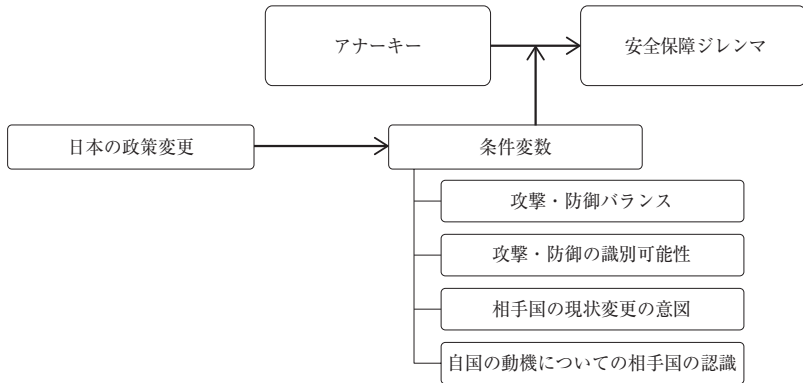
本稿では上記の条件変数と従属変数の関係が正しいと仮定したうえで、SDの程度を条件変数の状況から推論することとする。このため、本稿における従属変数はSDの程度の指標としての条件変数ということになる。

最後に、以上で説明した独立変数と条件変数、従属変数の相関関係は図表3で表されている。

Ⅰ章3節において示した分析枠組みを使用し、Ⅱ章ではSDの条件変数の考察を行う。これらの枠組みを用いて得られた分析結果を使って、2000年代後半から現在にかけての日米中間のSDの内実を明らかにしていく。この時期は1997年ガイドラインの制定に伴って現行の日米安全保障体制が確立しており、かつ同時期より中国の国防費が急増をはじめたからである。続いてⅢ章では、独立変数である日本の平和安全法制整備がSDの条件変数に与える影響を、前章までの分析結果を踏まえつつ検討し、Ⅲ章3節において総合的な考察を行う。



図表3 分析枠組み



出所：筆者作成。

## II 日米中間の安全保障ジレンマ

本章では日米中におけるSDの程度を、4つの条件変数を援用しながら分析する。1節と2節ではSDの基礎要因であるジャーヴィスの2変数より、SDの大体の程度を分析する。1節では中国から見た日米中3ヶ国の攻撃・防御バランスが攻撃有利、防御有利のどちらかを分析する。2節では日本の政策および防衛装備が攻撃的ないし防衛的という点で識別可能かどうかを分析する。

3節と4節ではジャーヴィスの変数に対する補完要因として、グレイザーの2変数を用いた分析を行う。3節では中国の動機が現状維持を意図するものか、あるいは現状変更を意図するものかを分析する。4節では日米の動機を中国がどのように理解しているかを分析する。

### 1 攻撃・防御バランス

本節では、中国から見た日米中3カ国の攻撃・防御バランスを、科学技術と地理の2側面より分析する。

#### (1) 科学技術

本項では中国の保有する兵器が日米に対する抑止力としてどのように機能しているか、また日米の保有するミサイル防衛システム(BMD)がどの程度迎撃に有

効かを分析する。まず、米中の核兵器に関する考察を行う。米中はいずれも潜水艦弾道ミサイル (SLBM) や輸送起立発射機 (TEL) を保有し、先制核攻撃を受けた際の反撃を可能とする第二撃能力を有する<sup>44)</sup>。このため、米中はそれぞれ先制核攻撃に対する報復をおそれ、相互に核攻撃を自制する。これを相互確証破壊 (MAD) という。次に、日米の保有する BMD の迎撃能力について考察する。核ミサイルはたとえ 1 発でも着弾すれば甚大な被害をもたらすが、日米の BMD は複数の核ミサイルによる同時攻撃を完全には防止できないという限界がある。しかし、有効な迎撃効率を得るべく性能向上を図ると、収穫逦減の法則よりそのコストは中国に対して先制攻撃を行うコストを上回る。したがって、日米の BMD は中国の核戦力を完全に無力化することはできない。中国は核戦争において防御有利であるだけでなく、核戦争へのエスカレーションが懸念される限定戦争においても防御有利なのである。

では、核戦争へのエスカレーションが懸念されない限定戦争における攻撃・防御バランスはどうだろうか。中国は「接近阻止・領域拒否」(Anti-Access/Area Denial、以下 A2/AD) という戦略を採っている。中国は、有事の際に米国が台湾の自衛を支援することを祖国統一の妨害にあたる最大の脅威と認識しており<sup>45)</sup>、A2/AD によってこれの阻止を構想している<sup>46)</sup>。この拒否的抑止に用いられる、いわゆる A2/AD 兵器が核戦争へのエスカレーションの懸念されない限定戦争における攻撃・防御バランスを分析する手がかりとなる。中国は中距離弾道ミサイル (IRBM)、魚雷、機雷、対艦ミサイル、防空システム、戦闘機などの通常兵器を保有している。これら A2/AD 兵器は中国の領域に接近しようとする米軍に対して打撃のコストを課すため、防御の有利性を高める。

このように、A2/AD 兵器は日米の介入の効果を制限する。したがって、技術的条件において攻撃・防御バランスは防御有利であるといえる。

## (2) 地理

日米中における地理的条件は、海洋を指す。ミアシャイマー (John Mearsheimer) は「水 (海) という地理的障害物による抑制力が働いている」<sup>47)</sup> として、戦力投射を行う際の海洋の制止力を指摘している。それは、「軍事行動における攻撃目標が母国から遠ければ遠いほど、軍事力は弱まっていく」<sup>48)</sup> からだ。ボールディング (Kenneth Boulding) は、これを強度喪失勾配 (LSG) と呼称し、「ある国の活動地域が根拠地 (母基地) から離れるほど、その国が当該地域のなかで発揮す

る強度は弱くなる」と考えた<sup>49)</sup>。また、坂口は「距離は依然として戦争を抑制する重要な要因となっているのではなからうか<sup>50)</sup>」と述べ、距離が軍事力を弱めるばかりか戦争を抑制しているという点を強調している。中国が最も強く安全保障上の懸念を抱いている台湾は、日本の与那国島から107km、中国大陸から150kmの洋上にある。海洋によって隔てられているため、地理的条件において攻撃・防御バランスは防御有利である。リンド (Jennifer Lind) が日米中関係において述べたように、「水の防壁は安定と平和をもたらす」のである<sup>51)</sup>。

以上の分析より、技術的条件、地理的条件のいずれにおいても防御有利が認められる。したがって、中国から見た日米中3ヶ国が保有する軍事力の攻撃・防御バランスは防御有利であると考えられる。リンドは、「地理と現在の科学技術の傾向は地域に強い防御有利をもたらしている。水の防壁は日本、中国、台湾を隔て、これらのどの国による侵攻も、非常に困難な強襲揚陸作戦を求められる<sup>52)</sup>」と述べ、防御有利の攻撃・防御バランスだと主張している。つまり、「この地域は防御有利であるため、SD理論は日本、中国、台湾の危険な悪循環を予測しない<sup>53)</sup>」のである。

## 2 攻撃・防御の識別可能性

ジャーヴィスはSDの条件を規定する要因として、攻撃・防御バランスに加えて攻撃・防御の識別可能性を挙げている<sup>54)</sup>。そこで本節では、日米同盟や専守防衛、周辺事態法について触れ、日米の姿勢が攻撃的か防衛的かを中国が識別できるかについて考察を行う。

1951年に旧日米安保条約が締結され、日米同盟が結成された。このなかで、日本は米国に対する基地提供義務を負うが防衛義務は負わないとされ<sup>55)</sup>、「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならない<sup>56)</sup>」ことを防衛政策の基本理念としている。専守防衛とは、「相手から攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る (中略) 防衛戦略の姿勢」を指す。この理念に基づき、防御兵器として海上戦力については対潜水艦能力を、航空戦力については迎撃能力を中心に整備してきた<sup>57)</sup>。そして、「大陸間弾道弾、戦略爆撃機、攻撃型空母に関しては、『もっぱら他国に打撃を与える戦力』であるとして、保持しない<sup>58)</sup>」旨を明示してきた。また、1978年の旧「日米防衛協力のための指針」によれば、「自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域におい

て防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力及ばない機能を補完するための作戦を実施する」としている。つまり、米国が矛、自衛隊が防御的な盾の機能を果たすことが期待されてきたといえる<sup>59)</sup>。

冷戦の終結を背景に日米同盟のあり方が見直されるようになると、1997年ガイドラインが制定された。日米同盟の基本的な枠組みや専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に変更はないが、日米間の役割について、平素、日米に対する武力攻撃、周辺事態に区別して規定された<sup>60)</sup>。平素については、日本は自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持し、米国はそのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力やその他の兵力を保持することが定められた<sup>61)</sup>。この規定の焦点となる周辺事態については、日本周辺の有事の際、米国に対して輸送、補給、医療などの後方支援を行うことが定められた。ただし憲法の解釈上、武器・弾薬の輸送は可能だが、戦闘地域での補給は認められていない<sup>62)</sup>。また、武器の用途についても「派遣隊員の生命・身体や自衛隊の武器などを守るための使用」に限定されている<sup>63)</sup>。後方支援の活動範囲についても「戦闘地域と一線を画した地域」と限定されている<sup>64)</sup>。

このような日米の兵器や戦略を、中国はどう捉えているだろうか。まず、周辺事態法の適用範囲について、台湾を入れるのは中国の主権を侵犯する内政干渉であり、台湾を入れれば、日本が軍事的に台湾問題に巻き込まれる恐れがあることを中国側は強調した<sup>65)</sup>。すなわち、周辺事態法により日本が軍事大国化するのではないかと中国は警戒している。また、自衛隊のイラク派遣決定といった自衛隊の活動範囲の拡大も中国は懸念し、「我々は日本が専守防衛の政策をしっかりと守り、平和発展の道を堅持するよう希望する」と主張している<sup>66)</sup>。そして今日では、平和安全法制が可決されたことに対して中国は、「専守防衛政策を放棄するのではないかと周辺国を心配させてはならない」と厳重な懸念を表明していることから<sup>67)</sup>、従来の専守防衛の姿勢を一定程度評価していたことがうかがえる。その後も中国外務省の関係者は「日本は専守防衛の枠を超えるのか。南シナ海に介入してくるのか」と警戒している<sup>68)</sup>。これより、中国は日本の専守防衛の姿勢を評価しており、したがって日米の姿勢が攻撃的か防御的かを識別できるといえる。

### 3 中国による現状変更の意図

本節では、グレイザーがジャーヴィスの変数を補完するかたちで提示した現状変更の意図に関する考察を行う。

中国が近年急激な経済成長を遂げ、国際社会においてその存在感を増してきていることは周知の事実である。2014年時点での中国のGDPは日本を抑えて米国に次ぐ2位であり、国力の増大が以前のような劣勢からの脱却を支えているといえる。それを示す一例が中国の近海における行動である。中国は国力の増大とともに戦略的辺境を地理的国境の外側へと拡大する動きを見せはじめた。1992年に領海法が制定され、中国は日本の領土である尖閣諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領として明記している<sup>69)</sup>。中国国内の急速なナショナリズムの勃興や地方主義台頭の兆しは、いずれも膨張主義へと走らせかねない危険を孕んでおり、上記に挙げた領有権の主張にはそうした傾向がうかがえるともいえる<sup>70)</sup>。現在、尖閣諸島周辺では中国公船が領海侵犯を繰り返し、無人機が尖閣諸島の領空を侵犯するといった事案が発生している。

このような中国の強硬姿勢の背後にある海洋戦略は、習近平国家主席が唱えた「富国強兵」をその根本原則に置いている。中国の海洋戦略の専門家である張世平は、「南方から外洋へ、外洋から全地球へ」というのが、国家として勃興し発展する方向、および国家の軍事力が発展する方向に関する選択であると述べている。防衛白書において「中国海軍の活動の活発化については、将来的には『外洋海軍』を目指しているとの指摘もあることから、どのような海軍戦略に基づいて活動を活発化させているのかという観点からその動向に注目していく必要がある<sup>71)</sup>」という記述も見受けられ、中国の海洋戦略に対する日本の警戒感がうかがえる。

中国独自の安全保障戦略の軍事的特徴は2つ挙げられる。1つ目は「内外からの直接・間接の脅威を除去すること」である<sup>72)</sup>。台湾問題および近海進出はこの一部である。台湾問題について中国は一貫して「一つの中国」原則を堅持し、当該原則は既に国際コンセンサスになっているとの立場をとる<sup>73)</sup>。また、2005年3月の全国人民代表大会では「反国家分裂法」が可決され、台湾独立には武力をもって阻止することを意味する同法8条「非平和的手段そのほか必要な措置」が明記された。

近海進出は中国をめぐる地理的条件にも端を発している。「第一列島線」周囲を米国の友好国に囲まれている中国は、「包囲の心理」を克服すべく近海進出の傾向を強めている。

2つ目に、「中国の発展を可能にする国際・国内環境の整備」が掲げられたが、これに自国の発展に必要な不可欠な資源として東シナ海や南シナ海での権益の達成

が含まれている。加えて、中国には「アヘン戦争以来失った国土（戦略的辺境）を取り戻し、国家を統一する『失地回復主義』ともいべき立場」が存在する。これは歴史認識に基づき、「海洋と宇宙に発展しつつ中国の影響力を拡大することを意図」<sup>74)</sup>している。つまるところ、中国の考える国家安全保障は他国に比べ広い範囲の事象を内包しており<sup>75)</sup>、それゆえ中国が領域保全のためとして行っている政策も、日米の認識では現状変更にあたる場合があるのだ。

2013年に、習近平は中国の外交方針について「我々は平和発展の道を堅持するが、決して我々の正当な権益を放棄することはできず、決して国家の核心的利益を犠牲にしてはならない」と述べた<sup>76)</sup>。「核心的利益」の概念は多様な事象に当てはめられ、2012年に南シナ海、2013年には尖閣諸島が核心的利益として明言されるなど、その範囲は曖昧である<sup>77)</sup>。

中国は国際社会で正当に扱われず、尊敬されてこなかったという思いが強い。中国の対外戦略は、安全保障や経済的繁栄の維持とともに、このような国際社会における威信の保持と増大を目指すという側面もある。近海における支配拡大から中国が得られるものは安全保障の強化だけではなく、中国人が有しているある種の心理的な傷の癒しである。欠落部を埋めるだけの力を誇示することが現在の中国の指導者にとって信頼を獲得するのに有効な手段であり、共産党の地位を強化するのに役立つという点も重要である。

ジョンストン (Alastair Johnston) は、中国が国際制度に対して協調的であり、国際規範に従う程度に応じて修正主義的姿勢を徐々に弱めている中国は現状維持国であると結論づけている<sup>78)</sup>。しかし、この研究は中国におけるパワー分布が比較的小さかった2003年当時に行われていることに留意しなければならない。中国はパワー分布が自国に不利な時期は修正主義的性格を前面に出さなかっただけであり、パワー分布が有利となった現在では方針を転換している可能性がある。また習近平の「太平洋には両国を受け入れる十分な空間がある」<sup>79)</sup>という発言や、中国海軍の司令官が米国に対し太平洋を米中の2カ国で管理することを提案したことからも<sup>80)</sup>、その可能性がうかがえるといえる。

以上の拡張的な対外政策や軍事戦略から、中国は安全保障目的以外の国家目標を達成するために多大なコストをかけており、失地回復主義を掲げることで周辺国との個別具体的な国益の対立に関与している。したがって、中国は現状変更の意図を帯びた国としての性格を強めているといえる。また、日米も中国のその性格を認識し、警戒していると考えられる。

#### 4 日米の動機についての中国の認識

本節では中国が日米の防衛的な動機をどの程度理解しているのか、日米の軍事力・軍事戦略における透明性を示したうえで中国側の認識を追っていく。

まず日米の国家安全保障戦略の概要を以下に述べる。日本は2013年に閣議決定された「国家安全保障戦略について」において基本理念を「我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた」<sup>81)</sup>と記述している。また、アジア太平洋地域の平和と安定、「普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護」をその国益としている<sup>82)</sup>。安倍首相も2014年の国際法曹協会でのスピーチにおいて、日本は民主主義、基本的人権、「法の支配」を尊重し国際社会の安定と繁栄を目指すことを強調している<sup>83)</sup>。

米国は2015年「国家安全保障戦略」において「民主主義と人権を守ることは恒久の国益である」「米国は21世紀においてルール、規範、平和・安全保障・繁栄の基礎となる制度と人権保護の補強・形成・創造の先頭に立つ目的を持つ」と述べている。アジア太平洋地域に関して「米国リーダーシップが長期にわたり関与することが地域の安定と安全保障、開かれた透明なシステムを通じた貿易促進、普遍的人権と自由の尊重の保障のために依然として重要である」と述べている<sup>84)</sup>。

以上より日米の安全保障戦略は国家安全保障と国際秩序の維持に徹しており、現状維持的であることが分かる。

日米中関係で特に重要な台湾問題について、米国は明確に「三つのノー」を示している<sup>85)</sup>。1979年制定された台湾関係法には「防衛的な性格の兵器を台湾に供給する。(第二条B節(6))」とある<sup>86)</sup>。また、2005年の共通の戦略目標では「台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す」とし、日米が台湾の独立を促しておらず現状維持を保っていることがうかがえる。

他にも国家の政策を記したものとして日本においては防衛白書や「防衛計画の大綱」をはじめ、各種事態への対応が公表されている。米国では「4年毎の防衛計画の見直し」(QDR)等が米国防省により公表されている。以上より日米の軍事透明性は非常に高く、中国は日米の安全保障戦略について十分な情報を得ていると推測できる。また日本が「専守防衛」を掲げ憲法9条による平和主義を実施してきたことも「日本は戦後70年一貫して平和国家路線を歩んできた」と評価されている<sup>87)</sup>。では中国は日米の動機を理解できるゆえに不信任感を抱かないのた

うか。

中国は日米に対していくつかの面で懸念を示している。呉心伯（復旦大学米国研究センター）は特に日米同盟について、同盟強化により日本が軍事力を増強し中国の脅威となること、1990年代半ばの日本の安保方針転換により北東アジアの安定と中国の安全保障環境に影響が及ぶことを懸念している。加えて台湾海峡での問題を日米と中国の最重要懸念事節としている<sup>88)</sup>。米中関係に関連すれば、中国が影響力を強めたい南シナ海において米国がプレゼンスを示していることが、中国の不満を増幅させている。

クリステンセンが述べたように、中国には歴史問題からくる日本に対する恐れがあるのも事実である<sup>89)</sup>。日本が再び軍備を拡張し、1930年代のように帝国主義へ回帰することを中国は警戒している。それは日本が正しい歴史認識を持たず、複数回にわたり靖国神社を参拝することが、やがて国際秩序と反ファシズムへの挑戦につながるの根拠による<sup>90)</sup>。少なくとも中国は日本に対して歴史に基づき自国の安全保障が損なわれる恐れへの不信感があることも指摘できる。しかし中国の動機を構成するのは、安全保障へのおそれよりは領土拡張の実現を妨げられるかもしれないという考えの方が大きい。

以上のことより、中国は日米の動機を理解しているものの、それが中国の領土拡張と対立する部分があるために日米に対し懸念を示しているといえる。

## 5 総合的分析

II章の分析結果を総括すると、下記の図表4のように、日米中間では攻撃・防衛バランスおよび攻撃・防衛の識別可能性において、それぞれ防衛有利で中国による日本の姿勢に関する識別は基本的に可能であるといえる。したがって現在の日米中間は、ジャーヴィスの定義する4つの世界のうち第4の世界、つまりSDの可能性は極めて低い状況にあるといえる。一方で、中国の近年における行動の動機には現状変更の意図が認められ、他方で中国は日米同盟の強化に不信感を示しつつも、日米の動機についての中国の認識に関して比較的高い確信と理解を示している。本章にて行われた分析結果の結論によれば、現在の日米中間において、SDの可能性は極めて低く、中国の行動は領土問題における現状変更の意図が主な要因となっている。



図表 4 II章の条件変数の結果

条件変数	基礎要因		補完要因	
	攻撃・防御 バランス	攻撃・防御の 識別可能性	中国の 現状変更の意図	日米の動機につい ての中国の認識
結果	防御有利	概ね識別可能	あり	高い確信
理由	1. 技術的条件： 核兵器・A2/AD  2. 地理的条件： 日米中は海洋に隔 てられている	1. 専守防衛政策 の一貫性  2. 中国による専 守防衛政策の評価	1. 安全保障目的 以外の国家目標の 追求  2. パワーバランス の好転と習近平 主席の発言	1. 日米の軍事透 明性の高さ (現状維持)  2. 歴史認識にも とづく日本への不 信

出所：筆者作成。

### III 平和安全法制整備の影響

同年4月に改訂を経た2015年ガイドラインを受けて、2015年9月に平和安全法制が成立した。整備された平和安全法制の内容は、主として日本の平和と安全にかかるものと、国際社会の平和と安全にかかるものの二者に分かれる。本章では、基礎要因である攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性にどのような影響を与えるかという点について、特に今回の法改正による日本の専守防衛の態勢に変化がないことに着目し、この日本の政策変更がジャーヴィスの2つの条件変数にどのような影響を与えるかという点について、政府の想定する事態や法令の条文などを参照しながら分析を行う。また、上記の2つ以外の条件変数である現状変更の意図は中国自身の意思についての問題であることから、また自国の動機に関する相手国の認識は、日本の専守防衛の立場を中国が現在も確信していることから本章との関連性が低いと判断し、取り扱わないこととする。

#### 1 日本の平和と安全

本節では、主に事態対処法制などの改正による集団的自衛権の限定容認と、周辺事態安全確保法を改正した重要影響事態安全確保法の中で認められた他国軍隊への後方支援に焦点を当て、これらの法改正がジャーヴィスの提示した条件変数である攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性にどのように影響を与えるのかを考察していく。

2015年ガイドラインの内容によれば、日本の平和および安全に対して発生する脅威への対処として、地理的制約を定めない重要影響事態を挙げている。一方の1997年ガイドラインでは、地理的制約の存在する周辺事態を挙げている。また、2015年ガイドラインと1997年ガイドラインを比較すると、2015年ガイドラインでは米国のみならず、他の友好国や国際機関との協力を強化していくことが強調されていることも特徴として挙げられる。2015年ガイドラインの策定に大きく関連する今回の法改正によって、中国にどのような影響を与えるのだろうか。

まず、集团的自衛権の限定容認について説明する。今回の法改正によって、新たに存立危機事態が集团的自衛権を発動するための1つの条件に加えられた<sup>91)</sup>。存立危機事態とは次のように定義されている。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」<sup>92)</sup>。これにより、法改正前は「我が国に対する武力攻撃など」が自衛隊の対処する脅威であったが、今回の改正により「他国に対する武力攻撃」の場合もこの脅威に含めることとなった。すなわち、日本と友好関係をもつ国が武力攻撃を受けた場合であっても、それが自国に対する脅威につながると判断すれば自衛隊が対応できるようになったのである。しかし、存立危機事態の定義上武力攻撃が発生し日本の存立が脅かされた場合以外は自衛隊による介入は行えないため、法改正前と変わらず日本は専守防衛の姿勢を貫いていると考えられる。よって今回の法改正による集团的自衛権の限定容認はあくまで日本の防衛有利な態勢を維持するものであり、識別可能性を低下させるものではない。すなわち攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性に影響を及ぼさない。

次に、他国軍隊への後方支援に大きく関わる事態として、重要影響事態が挙げられる。重要影響事態は、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と定義されている<sup>93)</sup>。今回の法改正により周辺事態法の地理的限定が撤廃され、重要影響事態法に変化したことから自衛隊の活動範囲が拡大した。しかし、これによって変化することはあくまで後方支援の活動範囲が拡大することのみであり、中国にとって関連性は低い。重要影響事態における自衛隊の活動内容では武力行使が認められず、補給や輸送などの後方支援活動、そして搜索救助活動が主な対応措置とされている<sup>94)</sup>。このように、他国軍隊への後方支援活動では自衛隊による武力行使が認められていないため、日本の専守防衛の姿勢に変化はない。よって中国がこの法改正を脅威とみなすとは考えにくく、日本の防衛有利な姿勢は維

持される。また、中国の識別可能性を低下させることもない。以上のことから、重要影響事態で認められた後方支援は攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性に影響を及ぼさない。

## 2 国際社会の平和と安全

本節では国際社会の平和と安全という観点より、平和安全法制の整備が攻撃・防御バランスと攻撃・防御の識別可能性に与える影響について考察する。本節が考察の対象とする法律は、改正国際平和協力法（以下改正 PKO 法）と新規制定された国際平和支援法である。

日米同盟強化を目的として改定された2015年ガイドラインでは、5章「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」において、日米間の具体的な協力のあり方が明記されている<sup>95)</sup>。特に1997年ガイドラインと比較すると、新たに平和維持活動、海洋安全保障、また非戦闘員を退避させるための活動や、後方支援といった節目が追加されている<sup>96)</sup>。このような日米同盟強化の方針を帯びた法改正により、自衛隊は従来以上に海外での活動を展開することが可能となったが、はたしてこれは中国にとってどの程度脅威となりうるのだろうか。

まず、改正 PKO 法は国際平和協力業務の実施または物資協力の対象として新たに非国連続括型の国際的な平和協力活動である国際連携平和安全活動を追加し、国際平和協力業務の種類としていわゆる「安全確保業務」や「駆けつけ警護」を新たな業務を追加すること、および国際平和協力業務に従事する自衛官に新たな武器使用権限を付与することを目的としている<sup>97)</sup>。

しかし、国連常任理事国の中国には、国連決議における拒否権をもっているため、日本の国連平和維持活動が中国の脅威となる活動は不可能である。ただし、新設された概念である国際連携平和活動は、国連 PKO 以外の枠組みによる活動も可能となっている。これにより、実質的に中国の拒否権の及ばない活動も行われるようになった。しかし、平和維持活動の目的はあくまで安全確保や警護であり、前線に出ることはない。もともと日本が専守防衛であることは中国も認めており、それに加えて防衛的な性質をもつ安全確保や警護活動は、識別可能性を低下させる要因とはなりえない。さらに、この改正によって日中の技術的条件と地理的条件に影響を与えることはないため、中国の防御有利な状況は変わらない。

新規制定された国際平和支援法は、他国軍隊の支援等を目的として自衛隊を海外派遣するにあたっての根拠法で、いわゆる恒久法である。同法は主に、国際社

会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動について規定している<sup>98)</sup>。新たに規定された「国際平和共同対処事態」は、国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものとされており<sup>99)</sup>、多国籍軍の支援を行う際の自衛隊のあり方を示している。そして最も大きな変更点は、今回の法改正によって、今までテロ対策特別措置法やイラク特別措置法など有事ごとに法律を作成し、恒久法を有していなかった現状が変更されることである。日本は、今回の法改正で国際貢献をより強化することを狙いとしており<sup>100)</sup>、海外との連携を強化することによって、抑止力の強化を狙っているとしている。日本の立場としては、あくまで専守防衛であり、海外派遣が平時から可能となったとはいえ、あくまで専守防衛の方針のもとでその活動は後方支援に限られており、識別可能性に与える影響は低いと考えられる。中国からの認識では、自衛隊の活動範囲が広がったことだけを考えると、それ自体が脅威と思われる可能性もある。したがって今後も中国にしっかりと日本の政策の意図を正しく伝えることが大切である。

### 3 総合的分析

本章では平和安全法制に関して、主に4つの新法・法改正についてⅡ章の条件変数への影響を分析した。まず国際平和協力法では、安全確保業務、駆けつけ警護等の業務およびPKO以外の活動も可能になった。しかし、国連決議で中国の拒否権の所持、日本の専守防衛を貫く姿勢は変化しないことにより、条件変数には影響を与えないだろう。次に国際平和支援法では、他国軍の支援における自衛隊の海外派遣が可能となったが、日本は専守防衛の下での活動に終始するので、条件変数に直接的な影響はない。次に、事態対処法制改正で集団的自衛権の行使が可能になったが、存立危機事態に該当しない限り集団的自衛権行使は不可能なため、防御有利、識別可能性はほとんど変化しない。最後に、重要影響事態安全確保法では、自衛隊の活動範囲が拡大したものの、対立国に対する直接攻撃はできないので、中国の脅威にはなりにくく、条件変数に影響はほとんどないといえる。結果として、平和安全法制がⅡ章の条件変数を急激に変化することはないことが理解できる。

また、平和安全法制における中国の認識について考察する。中国国防相は、

2015年の日本の防衛白書について「安倍政権は専守防衛、平和発展の道を歩むと  
いいながら、安保政策を大幅に変更しようとしている」<sup>101)</sup>と発言している。さら  
に、中国の新聞社である京華時報は、平和安全法制に関して、「戦後体制を脱却し、  
中国への抑止力増強を狙うものだ」<sup>102)</sup>と報じている。つまり、中国はこれまでの  
日本における安全保障の前提が専守防衛だということを認識しており、かつ、今  
回の平和安全法制が中国に対する抑止力になると考えている。

以上の論点から、平和安全法制・2015年ガイドラインはマスコミで語られるよ  
うに日米中間におけるSDを悪化させるものだと断定することはできない。なぜ  
なら、平和安全法制、2015年ガイドラインによる日米同盟の強化においては中国  
の抑止力になる可能性はあるが、法整備それ自体は前章までに述べられたとおり、  
中国との武力衝突を想定していないため、SDを悪化させる要因にはなりえない。  
つまり、近年における中国の行動は、SDを原因とするものではなく、中国の現  
状変更の意図によるものである。そして、この行動に対して日米が同盟強化を明  
確にし、中国へのバランスを図っている状態であるといえる。

#### IV 政策提言

これまで見てきたように、中国の近年における行動はSDよりも、現状変更の  
意図によるものであった。これに対し、日本は今回ガイドラインを改訂し、平和  
安全法制を制定することで、「平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑  
止力および対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有の  
ための戦略的な構想を明らかに」<sup>103)</sup>し、明確に中国に対する抑止力を高めよう  
としている。そのなかで、安倍首相が述べた通り、今回の平和安全法制による日米  
同盟の強化により、紛争を未然に阻止する抑止力を高めていく一方で、平和と安  
全を確保するために、中国との対話を通じた外交努力を重視していくべきであ  
る<sup>104)</sup>。今回は中国への直接攻撃を意図しない抑止力の形として、平和安全法制  
が存在している。そこで、今後自国の領土および世界の平和秩序を守るため、自  
衛隊の武器使用基準を緩和し、グレーゾーン事態（尖閣諸島等）への対処を強化  
することで抑止力を強化し続けるべきである<sup>105)</sup>。

しかし同時に、抑止力を強化しすぎ、中国の安全保障を脅かすような行為は、  
東アジアに紛争を招くことになる。そのレッドラインを互いに理解するために、  
日中間におけるホットラインの創設等の外交努力をすることで、互いの透明性を

高めていくことも必要である<sup>106)</sup>。そこで、まずは日中間における海空連絡メカニズム<sup>107)</sup>を確立し、外交による緊張緩和および中国に対する安心供与<sup>108)</sup>をしていくべきである。今後の日米中間をより平和的かつ安定的にするために、日米は中国の軍拡に対して抑止力と安心供与の適切なバランスを保ちつつ、軍事的危機の可能性を最小限に抑えるべく、日米同盟を強化していくべきである<sup>109)</sup>。

本稿は、研究の方向性や分析枠組みの提示を含め、宮岡勲教授による指導の下、第3学年の会員が研究に従事した成果である。

- 1) 『日本経済新聞』2015年9月19日(夕刊)。
- 2) 「平和安全法制の概要」内閣官房、2015年、<[http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei\\_seibi.html](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html)>、2015年10月25日アクセス。
- 3) 同上。
- 4) 『朝日新聞』2015年6月24日。
- 5) 『朝日新聞』2015年7月13日。
- 6) 『朝日新聞』2015年6月24日：『毎日新聞』2015年6月27日。
- 7) 『朝日新聞』2015年6月24日。
- 8) 『毎日新聞』2015年6月27日。
- 9) 土山實男『安全保障の国際政治学—焦りと傲り』第2版、有斐閣、2014年、107頁。
- 10) Robert Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” *World Politics*, Vol. 30, No. 2, January 1978, p. 169.
- 11) 『朝日新聞』2015年9月19日。
- 12) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Military Expenditure Database*, 2015, (<[http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex\\_database](http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex_database)>), accessed August 8, 2015.
- 13) Thomas J. Christensen, “China, the US-Japan Alliance, and the Security Dilemma in East Asia,” *International Security*, Vol. 23, No. 4, Spring 1999, p. 52.
- 14) Ibid.
- 15) Ibid., p. 65.
- 16) 高木誠一郎「冷戦後の日米同盟と北東アジア—安全保障ジレンマ論の視点から」『国際問題』474号、1999年9月、9-14頁。
- 17) 同上。
- 18) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Military Expenditure Database*, 2015, (<[http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex\\_database](http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex_database)>), accessed August 8, 2015.
- 19) Adam P. Liff and G. John Ikenberry, “Racing toward Tragedy? China’s Rise, Military Competition in the Asia Pacific, and the Security Dilemma,” *International*

- Security*, Vol. 39, No. 2, Fall 2014, pp. 63-65.
- 20) 土山『安全保障の国際政治学』109頁。
  - 21) Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” pp. 187-196.
  - 22) *Ibid.*, pp. 194-199.
  - 23) Charles L. Glaser and Chaim Kaufmann, “What is the Offense-Defense Balance and Can We Measure It?” *International Security*, Vol. 22, No. 4, Spring 1998, p. 62.
  - 24) *Ibid.*
  - 25) Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” p. 194.
  - 26) *Ibid.*
  - 27) *Ibid.*, pp. 194-195.
  - 28) Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” pp. 211-214.
  - 29) Charles L. Glaser, “The Security Dilemma Revisited,” *World Politics*, Vol. 50, No. 1, October 1997, pp. 190-191.
  - 30) *Ibid.*, pp. 191-193.
  - 31) *Ibid.*, p. 190.
  - 32) Glaser, *Rational Theory of International Politics*, Princeton University Press, 2010 p. 39.
  - 33) *Ibid.*, pp. 80-81.
  - 34) Glaser, “The Security Dilemma Revisited,” p. 192.
  - 35) Glaser, *Rational Theory of International Politics*, pp. 78-79.
  - 36) Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” pp. 194-199.
  - 37) *Ibid.*, pp. 211-214.
  - 38) Glaser, “The Security Dilemma Revisited,” pp. 190-191.
  - 39) *Ibid.*, pp. 191-193.
  - 40) Glaser and Kaufmann, “What is the Offense-Defense Balance and Can We Measure It?” p. 62.
  - 41) Jervis, “Cooperation Under the Security Dilemma,” pp. 200-201.
  - 42) Liff and Ikenberry, “Racing toward Tragedy?” pp. 61-62.
  - 43) Glaser, “The Security Dilemma Revisited,” p. 192.
  - 44) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress; Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015*, 2015, p. 17, < [www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2015\\_China\\_Military\\_Power\\_Report.pdf](http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2015_China_Military_Power_Report.pdf) >, accessed November 18, 2015.
  - 45) 矢野義昭「尖閣から西太平洋を目指す中国の海洋戦略—中国の海洋進出の目標とその背景」『JBPRESS』2013年10月、2頁より転載。
  - 46) 平山茂敏「オフショア・コントロール戦略を論ずる—『戦争を終わらせるための戦略』と日本の戦略」『海幹戦略研究』2014年6月、1頁。
  - 47) ジョン・J・ミアシャイマー『大国政治の悲劇—米中は必ず衝突する！』奥山真

- 司訳、五月書房、2014年、83頁。
- 48) 坂口大作「距離と軍事作戦—島嶼防衛強化のための理論的背景」『防衛研究所紀要』第13巻、第1号、2010年10月、57頁。
- 49) Kenneth E. Boulding, “Conflict and Defense: A General Theory,” *New York Harper and Brothers*, Vol. 79, August 1962, pp. 230–233; 坂口大作「距離と軍事作戦—島嶼防衛強化のための理論的背景」『防衛研究所紀要』第13巻、第1号、2010年10月、59頁。
- 50) 坂口「距離と軍事作戦—島嶼防衛強化のための理論的背景」、65頁。
- 51) Jenifer M. Lind, Thomas J. Christensen, “Correspondence: Spirals, Security, and Stability in East Asia,” *International Security*, Vol. 24, No. 4, Spring 2000, p. 192.
- 52) *Ibid.*, p. 191.
- 53) *Ibid.*, p. 191.
- 54) Jervis, “Cooperation under the Security Dilemma,” p. 211.
- 55) 『日本経済新聞』2015年4月28日。
- 56) 防衛省編『防衛白書』平成27年ウェブ版、2015年、138頁。
- 57) 高橋杉雄「専守防衛下の敵地攻撃能力をめぐる」『防衛研究所紀要』第8巻、第1号、2005年10月、106頁。
- 58) 同上。
- 59) 「日米防衛協力のための指針（旧）（日米安全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会の報告）」1978年11月27日1997年9月23日、「日本政治・国際関係データベース」東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室、〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉、2015年11月17日アクセス。
- 60) 防衛省編『防衛白書』平成27年度ウェブ版、2015年、73頁。
- 61) 「日米防衛協力のための指針」防衛省、1997年9月23日、〈[www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sisin/sisin.html](http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sisin/sisin.html)〉、2015年11月7日アクセス。
- 62) 『日本経済新聞』2001年9月20日。
- 63) 『日本経済新聞』2001年9月24日。
- 64) 『日本経済新聞』2001年9月20日。
- 65) 『日本経済新聞』1997年3月27日。
- 66) 『日本経済新聞』2003年12月10日。
- 67) 『日本経済新聞』2015年7月17日。
- 68) 『日本経済新聞』2015年9月23日。
- 69) 防衛庁編『防衛白書』平成16年ウェブ版、2004年、I部1章3章3。
- 70) 畠山圭一『中国とアメリカと国際安全保障—問われる日本の戦略』晃洋書房、2010年、3頁。
- 71) 防衛庁編『防衛白書』平成17年ウェブ版、2005年、I部1章3章3。
- 72) 阿部純一『中国と東アジアの安全保障』明德出版社、2006年、13頁。
- 73) 福田田『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源』慶應義塾大学出版会、



- 2013年、3頁。
- 74) 安田淳「平松茂雄著『中国の安全保障戦略』『国際安全保障』第34巻、第3号、2006年、165頁。
- 75) 同上。
- 76) 『人民日報』2013年1月30日。
- 77) 『日本経済新聞』2012年10月26日；『日本経済新聞』2013年4月26日。
- 78) Alastair Iain Johnston, “Is China a Status Quo Power?” *International Security*, Vol. 27, No. 4, Spring 2003, pp. 5–56.
- 79) 岡部徹、加藤青延「時論公論」NHK、2013年6月、〈nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/158458.htm〉、2015年11月14日アクセス。
- 80) 岡部徹、加藤青延「時論公論」NHK、2013年6月、〈nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/158458.html〉、2015年11月14日アクセス。
- 81) 「国家安全保障戦略について」内閣官房、2013年12月17日、〈www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy\_j/nss\_j.pdf〉、2015年11月14日アクセス。
- 82) 同上。
- 83) 「国際法曹協会（IBA）東京大会年次総会 安倍総理スピーチ」首相官邸、2014年10月19日、〈www.kantei.go.jp/jp/96\_abe/statement/2014/1019iba\_speech.html〉、2015年11月12日アクセス。
- 84) White House, *National Security Strategy*, February 2015, pp. 19, 23–24, 〈www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/2015\_national\_security\_strategy\_2.pdf〉, accessed November 14, 2015.
- 85) 「三つのノー」とは次の3点である。1. 台湾の独立を支持しない 2. 一台中、あるいは2つの中国を支持しない 3. 台湾の国連機関及び国家身分を要する国際組織への加盟を支持しない
- 86) 「日本政治・国際関係データベース」東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室、〈www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPCH/19790410.O1J.html〉、2015年11月13日アクセス。
- 87) 『京華時報』2015年7月17日。
- 88) Wu Xinbo, “The End of the Silver Lining: A Chinese View of the U.S. -Japanese Alliance,” *The Washington Quarterly*, winter 2006, p. 125.
- 89) Christensen, “China, the US-Japan Alliance, and the Security Dilemma in East Asia,” p. 52.
- 90) 「华盛顿侨学界批安倍谈话所谓道歉“不真诚”、“躲躲闪闪”」中国新闻网、2015年8月16日、〈world.people.com.cn/n/2015/0816/c1002-27468425.html〉、2015年11月14日アクセス。
- 91) 「『平和安全法制』の概要」、10頁。
- 92) 同上、1頁。
- 93) 同上、7頁。

- 94) 同上。
- 95) 「日米防衛協力のための指針」防衛省、2015年4月27日、〈[http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/shishin\\_20150427j.htm](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/shishin_20150427j.htm)〉、2015年11月13日アクセス。
- 96) 防衛省編『防衛白書』平成27年ウェブ版、2015年、資料18。
- 97) 中内康夫、横山絢子、小檜山智之「平和安全法制整備法案と国際平和支援法案」参議院事務局企画調整室、14頁、2015年7月1日、〈[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2015pdf/20150701003.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150701003.pdf)〉、2015年11月13日アクセス。
- 98) 「平和安全法制の概要」内閣官房、2015年、〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>〉、2015年11月9日アクセス。
- 99) 中内、横山、小檜山「平和安全法制整備法案と国際平和支援法案」20頁。
- 100) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」国家安全保障会議決定、平成26年7月1日、〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>〉、2015年11月13日アクセス。
- 101) 『朝日新聞』2015年7月22日(夕刊)。
- 102) 「中国紙「戦争法案」だと強調「中国への抑止力増強狙う」と警戒」産経ニュース、2015年7月、〈<http://www.sankei.com/smp/world/news/150716/wor1507160019-s.htm>〉、2015年10月20日アクセス。
- 103) 防衛省編『防衛白書』平成27年ウェブ版、2015年、Ⅱ部3章2章2。
- 104) 安倍晋三、衆議院本会議28号、平成27年5月26日の発言、〈[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=27467&SAVED\\_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=10&DOC\\_ID=4619&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=27654](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=27467&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=4619&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=27654)〉。
- 105) Michael D. Swaine et al., *China's Military and the U.S. -Japan Alliance in 2030: A Strategic Net Assessment*, Carnegie Endowment for International Peace, 2013, 289-291, 〈[http://carnegieendowment.org/files/net\\_assessment\\_full.pdf](http://carnegieendowment.org/files/net_assessment_full.pdf)〉, accessed November 5, 2015.
- 106) Liff and Ikenberry, "Racing toward Tragedy? China's Rise, Military Competition in the Asia Pacific, and the Security Dilemma," pp. 89-90.
- 107) 防衛省編『防衛白書』平成27年ウェブ版、2015年、Ⅲ部3章1章4。
- 108) 「安心供与」は抑止理論の概念であり、相手の安全を保証することで、SDを軽減する行為である。土山『安全保障の国際政治学』190頁。
- 109) Michael D. Swaine et al., *China's Military and the U.S. -Japan Alliance in 2030*, pp. 307-309, 〈[http://carnegieendowment.org/files/net\\_assessment\\_full.pdf](http://carnegieendowment.org/files/net_assessment_full.pdf)〉, accessed November 5, 2015.

## 宮岡研究会（50音順）

阿部 真弘	清重 太希	栗本 京香	佐藤 志織
佐藤 帆海	土屋香乃子	中島 天原	西口 まり
増田 健吾	矢吹 弘孝		